

平成27年

第1回市議会定例会 議案第47号

函館市保育所における保育に関する条例の廃止について

函館市保育所における保育に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成27年2月26日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市保育所における保育に関する条例を廃止する条例

函館市保育所における保育に関する条例（昭和62年函館市条例第11号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正等に伴い、保育所における保育を行う基準を条例で定めることとしていた同法の規定が削除されたことにより廃止するため